

令和6年4月農業委員会総会 議事録

開催日時 令和6年4月10日(水) 午前15時30分～

開催場所 橋本市民会館 1階 ギャラリー

出席委員(農業委員)

1番	和田 守央	○	2番	釜谷 弘	○	3番	佐藤 正幸	○
4番	中谷 一民	○	5番	畑 昌男	○	6番	林 義文	○
7番	大西 敏夫	◎	8番	田中 里美	◎	9番	森口 佳幸	○
10番	廣田 征男	○	11番	池田 泰子	○			

(農地利用最適化推進委員)

橋本	山本 裕之	○	山田	山本 雄三	○	山田	笠原 伸也	○
紀見	嶋 鎌三	○	紀見	森本 芳克	×	隅田	中岡 耕二	○
隅田	島野 豊和	○	恋野	出山 泰久	○	学文路	峠 清彦	○
学文路	大上 史郎	○	高野口	大矢 泰弘	○	応其	尾上 文啓	×
信太	坂口 佳弘	○	信太	小谷 純一	×			

議事録署名委員 ※上記表中の「◎」

書記 橋本市農業委員会事務局

議案 第1号 農用地利用集積計画(案)の決定について
 第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 第4号 相続人の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

傍聴人 なし

(開会)
事務局 ただいまから令和6年4月農業委員会総会を開催します。
会長よりの挨拶の後、会議規則により議事の進行をお願いします。
会長 ー会長挨拶ー
議長 議案の審議に先立ち、議事録署名委員の選任を行います。
議席番号7番 大西 敏夫委員
議席番号8番 田中 里美委員を指名します。
書記には、事務局職員を指名します。

(議案第1号 農用地利用集積計画(案)の決定について)
事務局 議案第1号について議案書を基に説明
議長 議案第1号について質疑ございませんか。
質疑がないようですので議案第1号について承認することにご異議ございませんか。
委員 異議なし。

(議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について)
事務局 議案第2号について議案書を基に説明
議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。
釜谷委員 ●提出番号1番
この案件は譲渡人が耕作維持困難のところ、規模拡大を図っておりました譲受人と出会って、すべて売買するというで聞いております。
相続人は2人いますけれど、橋本市から離れておりまして、耕作が困難ということです。
特にこの案件については、問題ないと思っております。
以上です。

佐藤委員 ●提出番号2番
譲渡人は、高齢のため空き家と、農地の維持管理を考えておったところ、譲受人が空き家と農地を取得したいとの意向で、話がまとったようです。現況は柿畑となっていて、問題ないと思います

林委員 ●提出番号3番

譲渡人は、相続で農地を取得し、維持管理に困っていたようです。譲受人においては、紀の川市からこちらに通って野菜と豆を作ると聞いています。何も問題ないと思います。

議長

議案第2号について質疑ございませんか。

質疑がないようですので、議案第2号について許可することにご異議ございませんか。

委員

異議なし。

(議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について)

事務局

議案第3号について議案書を基に説明

議長

担当委員より調査結果の報告をお願いします。

林委員

●提出番号1番

この案件は、名古屋青空児童館から南東に位置する田んぼです。代理人の行政書士に確認いたしました。

この案件は、個人用住宅を建てるということで、聞いております。間違いも問題ありません。

事務局からの報告のとおりです。

和田委員

●提出番号2番

本案件について、昨年12月定例会のことを覚えておられるでしょうか。

公正証書遺言による遺贈で、今回の譲渡人が申請地と申請地に隣接する居宅を相続しました。

しかし、譲渡人は、相続した居宅も農地も、利用の意思がないということで売却先を探しておられました。

先ほど事務局から説明のありましたように、譲受人との間で売買の話が成立したということです。

現状を見ますと、地図見てもわかるように、住宅地の真ん中に、ぽつんとある農地でございまして、譲受人の親が居宅の横で野菜を作って楽しんでおられたようです。

居宅には、駐車場がないということで、申請地を転用して駐車場として使うことで売却が叶ったと聞いています。

現状を見ても周辺の環境を見ても、転用に問題はないと判断しました。以上です。

佐藤委員

●提出番号3番

この土地は北側に大きな池があるんですけれど。

道幅も環境も良いところです。
事務局の言う通り何にも問題ないと私は判断しました。
以上です。

議長 議案第3号について質疑ございませんか。

廣田委員 はい、提出番号2番の案件で事務局へ質問です。
駐車場及び、家庭菜園地で転用をするということですが、164
㎡のところへ駐車場作るのはいいですけど、家庭菜園用地に転用
するのはいかがなものですか。

これから農地で家庭菜園する人が、皆、農地転用の申請をしな
いといけなくなるのではないですか。

駐車場だけでいいと思いますが、事務局はどう考えています
か。

事務局 お答えいたします。

今回の案件は、申請地に隣接する居宅と合わせて、農地部分を
譲受人に対して売却するということがまとまっています。

申請地は、都市計画法の用途地域に指定されていますので、い
わゆる第3種農地で、原則転用可能です。

譲受人は不動産業を営んでいて、居宅、駐車場及び家庭菜園用
地を一括して第三者へ売り出す、又は貸し出す目的があることか
ら、今回の転用用途を駐車場及び家庭菜園地といたしました。

廣田委員のご指摘のとおり、今後、農地で家庭菜園を行う者が、
全て農地転用申請を行うことは現実的ではございません。

譲受人が個人の場合であって、家庭菜園をしたいということで
したら、事務局から申請人に十分に説明した上で、適切に事務処
理をいたします。

ご説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長 他に質疑はありますか。

ないようですので、議案第3号について許可相当とすることにご
異議ございませんか。

委員 異議なし。

(議案第 4 号 相続人の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について)

事務局 議案第 4 号について議案書を基に説明

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

釜谷委員 ●提出番号 1 番から 2 番

はい、すべての農地を見て参りました。

非常に広範囲の農地でございまして、山あり谷あり、その大部分が柿畑です。

所在が分かりにくいところもありましたが、途中から、申請人であり、農地の所有者本人とたまたま出会しまして、案内していただきました。すべての畑が耕作されていることを認めました。

以上です。

議長 議案第 4 号について質疑ございませんか。

質疑がないようですので、議案第 4 号について承認することにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

(報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について)

事務局 報告第 1 号について議案書を基に説明

(閉会)

議長 以上で、本日の農業委員会総会に付議された議案はすべて終了しました。

令和 6 年 4 月農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により記名押印する。

橋本市農業委員会 議長 (会長) 池田 泰子 印

署名委員 大西 敏夫 印

署名委員 田中 里美 印